



ひとり親家庭にエールを届ける

# YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2018年6月

No.37

## 特集

### 妊娠中の離婚①～親権・戸籍・養育費請求との関係～

離婚を考えている方の中には、妊娠中の方もいらっしゃいます。子どもをひとりで産み育てることを考えた時、ご本人はもちろん、お腹の子どもにも影響を与えることになるので入念な準備が必要になります。

「親権や戸籍はどうなるの?」「妊娠中の離婚を選択する場合、こういった事を知っておいた方がいいの?」「相手と離婚合意しているが、離婚届を出す時期は考えた方がいいのか。タイミングがわからない。」等、さまざまな悩みや疑問を抱えられるかと思えます。

そこで今回は、妊娠中の離婚①「親権・戸籍・養育費請求」についてご紹介します。

#### ■離婚後の親権・戸籍と養育費請求

##### ◆親権とは

精神的・肉体的に未熟な未成年の子どもに対し、監護や養育、財産管理などの面から未成熟な子どもの能力を補う権利のことをいいます。

一度親権者が決定してしまうと、子どもの利益や福祉のためになると認められない限りは、親権者の変更は難しくなります。

では、離婚後産まれた子どもの親権は、誰になるのでしょうか。原則、母親が得ることになります。しかし、父親が親権を求め、母親が応じれば、子どもの親権を父親に渡すことは可能になります。



##### ◆戸籍はどうなる?養育費は請求できる?

妊娠中に離婚した場合、離婚後産まれてきた子どもの戸籍は、どうなるのでしょうか。

知っておきたいのが、出産が、離婚届を提出して300日以内になるのか、300日以上経ってからになるのかです。

#### (1) 離婚届け提出後300日以内に出産した場合

産まれてきた子は父親が確定された「嫡出子」となり、父親の戸籍へ入ります。(民法772条)

母親の戸籍に入れるには、家庭裁判所へ子の氏の変更許可の申立てをした後、入籍届を提出する必要があります。

離婚していても父親としての扶養義務は発生し、養育費請求は可能です。

#### (2) 離婚届提出後300日以降に出産した場合

産まれてきた子は原則的に父親が確定されていない「非嫡出子」となり、戸籍も最初から母親の戸籍へ入ります。(民法772条)

父親に法的扶養義務は発生しないため、養育費を請求する際には、子どもの認知が必要です。認知が得られない場合は、「子ども自身の戸籍の父親欄が空白になる」「父親の相続人になれない」「父親の扶養の請求ができない(養育費をもらえない)」等のデメリットがあります。子どもの将来に大きく関わってくるため、可能な限り認知をしてもらうことを考えましょう。任意に認知してもらえない場合、強制的な認知を求める方法もあります。

### ◇エールながさき通信バックナンバーのご紹介◇

※関連した情報として、以下の特集も合わせてぜひご覧ください。

- 養育費の請求について 31～33号
- 子どもの認知について 34号
- 離婚後の戸籍について 36号

エールながさき通信 <https://www.yell-nagasaki.jp/tsuushin.html>



### ◇「エールながさき」弁護士による無料法律相談（おひとり 30分）◇

エールながさきでは、弁護士による無料法律相談を実施しています。

妊娠中で体調が心配という方、付き添いの方の同席も可能です。

また、お電話でのご相談も行っています。ぜひご利用ください。

毎月第3水曜日：午後1時～午後4時（事前予約制）日程が合わない時は ご相談ください。

まずはお電話いただき、相談内容をお伺いした上でご予約いただきます。

【予約申込】電話：095-813-0800 月曜日～金曜日（祝日除く）：午前10時～午後6時

☆今月は 7月18日（水）13：00～16：00

### ■まとめ

出産を控え、子どもの無事を心配したり、体の不調に悩まされたり、これから生まれてくる我が子をひとりで育てていけるか、将来の生活に対する不安を抱えながら過ごされている方もいらっしゃるでしょう。妊娠中の離婚は相当な事情と覚悟があり、悩みぬいた末に考えることなのでしょう。ご自身やお腹にいるお子さんのためにも、おひとりで悩まず、ご家族以外にも、相談機関や専門機関に相談してみることをおすすめします。生まれてくるお子さんのことを想像しながら、安心して前向きに出産の時を迎えられるよう、私たちエールながさきもお手伝いさせていただきます。お電話やメールでの相談もお気軽にご利用ください。

### ■「面会交流」について

離婚や別居により、子どもと離れて暮らしているお父さんお母さんが、定期的（継続的）に子どもと会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することを「面会交流」と言います。子どもが健やかに成長するためには、両親が離婚しても父母のどちらからでも、愛されていることを実感し感じる事が大切です。面会交流の取り決めをしていますが、様々な事情で実施できない場合などに、支援員が父母の間に立って、面会時の付添いや受渡し等の支援を行います。

費用は、有料です。原則、月1回（2時間程度）1年間ご利用できます

以下のすべての条件に該当する方に限ります。

◎子どもの年齢が概ね15歳未満（中学生まで）◎同居親が市内に住所を有していること

◎本事業を利用したことがないこと ◎面会交流について父母間で取り決めを行っており、また、本事業支援を受けることも合意していること

※子どもの連れ去り、配偶者の暴力の恐れがある場合は対象とならないこと。

詳しくはHPをご覧ください <https://www.yell-nagasaki.jp/about.html#a04>

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき